

第十八部

第二回参議院決算委員会會議録第九号

(一六三)

昭和二十三年四月三十日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○國家行政組織法施行までの暫定措置に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

午前十時二十八分開會

○委員長(下條康實) 決算委員会を開きます。前會に引続きまして、國家行政組織法施行までの暫定措置に關する法律案につきまして質疑を続けたいと思ひます。

○山下義信 前會栗栖安本長官に質疑をいたしまして、その答弁に對して尙了承いたし兼ねます点を保留いたしておきましたのでございませぬが、この際重ねて安本当局に不明の点をお尋ね申上げて置きたいと存じます。それは一昨日の委員会におきまして、安定本部の五月三十一日までの延期につきまして、今後の同官廳の在り方についてお尋ね申上げましたところが、長官は、今後の安定本部は依然として臨時的な官廳であつて、大体同じやうに一ヶ年ぐらゐの期間にする考である。而して言うまでもなく經濟が安定すればこの官廳は不要に帰するのであつて、經濟安定までの臨時的の官廳である、性格及び任務は從來の通りと考えておる、こゝういふ御答弁であつたのであります。極めて抽象的でございまして要領を得ませんので、多少この際一、二要領を得させて置きたいと思ひます。言うまでもなく

詳細なことに付しましては、安定本部の組織法が提案されたときに伺ひたいと思ひますが、この法案に關連して承知いたしておきたいと思ひます。何れに置きたいと思ひます。

長官の答弁にありまして、やはり臨時的の官廳で一ヶ年ぐらゐの期間を附して置きたいと思ひ、むしろ經濟が安定するまでの臨時的の官廳である、こゝういふ御答弁でありましたが、經濟界が安定する、經濟安定とはどういふことを考へておられますか。どうなりましたときを經濟界が安定したとお考へになりますか。且つ又それが向う一ヶ年で、日本の經濟界が安定し得るといふお見通しで御答弁になられたら、その点を確かめて置きたいと思ひます。尙言うまでもなく安定本部の仕事は統制經濟に關連しますることとございませぬが、その統制經濟は言うまでもなく經濟界を安定せしめるための統制經濟である筈であります。然らば向う一ヶ年ぐらゐに殆んど經濟統制の諸統制は、お外しになるお考へでありますか。どうでありませぬか。

この統制解除の安定本部のお持ちになられます御構想を承わりたいと思ひます。第三点としましては、安定本部の機構のこととございませぬが、これは詳細は他日に譲りますけれども、この際承つておきたいと思ひます。これは、最近の關議で幾らか安定本部の在り方について御相談もありましたやうに、新聞紙上で現われておりますが、安定本部の機構を相当壓縮する考

えをお持ちになつていないのであるかどうであるか。殊に今朝の新聞におきましては、今後の長期の五ヶ年計画の立案に際して、相当民間から知能を集めまして、歴大な會議形態が作られるといふこととありますが、それならば尙更安定本部における機構は相當壓縮なされてもいいのではないかと考へますので、この点のお考へをどう考へまするか承つて置きたいと思ひます。長官はお差支といふこととございませぬが、政務次官から御答弁を頂きますれば有難いと思ひます。

○政府委員(藤井内午) 只今の御質問は非常な重大な御質問でございませぬので、これは改めて安定本部の設置法案の際に、大臣から詳細答弁願うと思ひました。取敢えず私から只今の御質問に對し、私の承知している限りにおきまして御答弁したいと思ひます。

御質問の第一点は、安定本部は、經濟安定に至るまでの臨時的の官廳である、従つてその經濟安定の今後の見通し如何といふやうなふりに伺つたのであります。一日に經濟安定と申しましたも、これは非常に測定のみずかしい問題でございまして、例えば國民生活の水準をどの程度にするか、或いは又物資の生産の水準をどの程度に見るか、或いは又これに伴う産業の編成構造をどういふやうに見て行くか、そのいつたやうな角度から非常に議論が分れるところとございませぬ。併しながら一應長期的にこれを見ますれば、私共

の見解といたしましては、やはり國民生活が合理的な生活水準の上に立つて安定する。或いは又必要な食糧乃至は重要な工業原料等が輸入でき得る、これを附つて行くに足るだけの輸出がこれに見合つて振興して、行くといふやうな段階、従つて又産業構成におきましても、これらの産業構成なり構造なりが、合理的な総合的な均衡を以てバランスのとれた姿になつた段階、更に又これらと關連して、労働の生産性が向上して参りました、いわゆる國民の完全雇傭、これも全部の完全雇傭といふわけには到底行けないのでございませぬけれども、相當程度の完全雇傭ができ得るやうな段階、こゝいつた段階に到達いたしました場合が、いわゆる經濟が相當恒久的に安定するといふことが言ひ得るのでなからうかと思ひますが、併しながらこれは現在の状況といたしましては、御承知のやうに皆様の御指導御鞭撻によりまして、幸いにして食糧の生産、供出等も比較的前年度は順調に参りましたし、又石炭の生産も三千万トン計画に對して、二千九百三十万トンでしたが、相當な生産の回復の速度を示しておりますし、又鉄鋼、化学肥料、その他重要基礎物資におきましても、十分とは申しませんが、徐々に生産向上の段階になつておる次第でございませぬが、併しながら今申しますやうな見地から申しますれば、これはまだ十分な經濟安定の段階に達しておるとは申し得ないのかとありまして、御承知のやうに一方にお

きましては、本年度はアメリカの對日援助の強化とか、乃至は外資の導入といつたやうなことが、相當期待されるやうな状況にありまして、見通しとしては段々明るくなつて参りますし、又輸出もそれと相関して相當に好轉の見通しがつきつてありますけれども、併しながらまだ國民生活は御承知のやうに非常に窮乏を告げておられます、又これを潤沢ならしめるだけの基礎物資にしましては、消費物資にしましては、十分な生産になつておりませぬ。のみならず、一面インフレの進行速度も多少鈍化して参りますけれども、まだ前途なかく容易ならざるやうな状況でございまして、これを經濟の安定の段階まで持つて行くには、今後まだ非常な努力が要りますし、又私は相當の期間を要するのではなからうかといふやうに考へる次第でございませぬ。併しながら先程申しましたやうに、恒久的な安定の段階に至るその過程プロセスにおきまして、やはり中間的な安定の段階が近付いて来るのではないかと考へておるかと。御質問のやうにこれを一年と見るか二年と見るかといふことは、先き申しましたやうに、非常に測定の問題であります。その辺のことはやはり國民經濟の回復の段階に應じて併せて考へなければならぬ問題でなからうかと考へておる次第であります。

それから第二の統制經濟の、つまり外し方の順序はどういふやうに考へるかといふ御質問でございませぬが、これ

は今前段に申しましたように、國民経済の復興と國民生活の安定の段階に應じて、これに即應してこれは当然縮小し、最後にはこれを廢止するという問題でございます。この經濟回復の速度と歩調を合して、順次解除し廢止されるということになると存する次第でございますが、併しながら現在の統制におきましても、その統制の能力の限度の問題、或いは効率の問題、その他から十分この統制の個々の枠につきまして、具体的に研究し改善すべき問題があるのをごさいます。安定本部の方におきましてもその問題を其下研究中でございますので、これはこの次の設置法等の機会に、又もう少しより詳細に御説明ができるようなことにならうかと思つた次第でございます。但し今申しましたように、この統制を大幅に外すか、或いは撤廃するということは屢々申しましたような理由で、現段階では考えられない問題でございます。

第三の機構を縮小する考えがあるか。このお尋ねも今申しましたように、第一の問題と関連いたしました。現在のところでは、段々と客観的な情勢、國內の經濟事情、生産事情も改善向上しつつあるのをごさいますけれども、まだ非常な困難な段階でございますのみならず、言葉を変えて申し上げますれば、丁度經濟の復興、まあ人間の体に譬えますれば、恰かも病氣の回復期にあるような、非常にデリケートな重要な段階にあるのをごさいますので、直ちに安本の機構を大幅に縮小するということは、到底考えられない問題でございますが、ただ勿論機構というより、むしろその機能を十分發揮す

るような、合理的な能率的な運営を図るというごことは、十分考えなければなりません問題でございます。尙経費節約等の面から申しましても、節減できるものは極力節減しなければなりませんので、そういうご線に副いまして、今度の行政組織法に關連する、安本の設置法案等につきまして、今いろいろと研究を重ねておる次第でございます。詳細は前お答え申しましたように、設置法案が上程御審議になる際の一つ譲らして頂きたいと思つております。

○小野首長 船田國務大臣に對しまして、この暫定措置に關する法律案の内容に對しまして二、三の点につきまして伺ひまして、政府の明確なる御見解をお願いしたいと思つております。この暫定措置に關する法律案は一見いたしますと、極めて簡單なように見受けられますが、その持つておられます内容は誠に重大なものがあつて、行政官廳法の効力の延期であるとか、或いは經濟安定本部並びに建設院等の、重要な中央行政官廳の、存続に關する点にまで觸れておるばかりでなく、附則の第二項におきましては、定員に關する措置に對して、これを定めるといふような非常に重要な事項が含まれておるものと思つております。然るにも尙わらず、政府はこの種重要な法律案を、短期間に、國會の審議を求められまして、これが結論を見出さうとされておるやに見受けるのであります。この態度につきましては私共は極めて遺憾に存じておるのであります。この際私は以下申述べます点に對して政府の明確なる御見解を伺ひまして、尙將來國家行政組織に關する法律案が、提案された場合におきましては、政府の今

日お述べになります御見解を、十分に念頭に入れました上で審議に當りたい、かように考へておられますので、御承知置きを願つて置きたいと思つております。

先ず第一は、この附則第二項の掲げられておる「行政官廳の職員」の定員に對しては、政令でこれを定めることができる、勿論「予算上の手続」がこれに伴つていなければならぬ。これは申すまでもないのであります。然るにこの國家行政組織に關する法律自体が、未だ確定しておらない状況にありまして、從つて一律いつ國家行政組織に關する法律が施行されるか、この期日も明日でないのをごさいます。そういうふうな非常に不安定な、又不確定な期間、行政官廳の職員に對しては、政令で決めるということは、これは不穩當ではないか。のみならず行政官廳の職員に對しては、必然に行政整理とも重要な關連があるのであります。この行政整理の措置とも見合せまして、定員を如何に定めるべきであるかというごことは、重要な要素をなすものと私は考へるのであります。特に從來旧憲法におきましては、天皇の大権事項として、勅令によつて官制事項が取扱われておりました。行政権が明らかに内閣に所屬するといふ新憲法の趣旨に則りまして、官制等の行政官廳組織に關する措置は、挙げて法律によつてこれを定めることになりましたことは、私から申上げるまでもないのであります。そういうご点から申しましても行政整理に關連し、又國家行政組織に關する法律が未定である現狀におきまして、行政官廳の職員に對して、暫定的の措置とは言

いながら、政令に一任いたすということは、國會といたしましては必ずしも同意はいたし兼ねる問題でございます。さような点を考へまして私共はこの定員の措置につきましては、本来の性質から出發いたしました、慎重な方法によつて取扱われなければならぬ。從つてこの附則第二項は極めて短期間、言ひ換えれば國家行政組織に關する法律が制定施行されるまでの間の、暫定措置といふふうにご了解いたしたいと思つております。この点に關して、政府はどういうふうな御見解を持つておられるか、これが第一点であります。

次は將來國家行政組織に關する法律案が、政府から提案された場合におきまして、未だ発表にはなつておりませんが、要綱につきましてその大要の御説明を伺つたのをごさいます。一體政府は行政官廳の職員に對して、國家行政組織に關する法律案の内容として、如何にこれをお定めにならうとする御意向であるか。即ち行政機關に置かるべき職の種類及び定員等につきましては、本来法律でこれを定めることが原則であらうと存じます。勿論これにつきましては予算上の措置がこれに伴つていなければならぬ。これは申すまでもないのであります。これに關して國家行政組織に關する法律案の中に、明確なる條項をお入れになるお心組を持つておられるかどうか、これが第二点であります。

次にこの國家行政組織に關する法律案を、今準備されておるやに伺つておるのをごさいます。いつ政府は提案をされるお見込であるか、又この暫定措置に關する法律案が成立いたしました場合におきましては、政府の今

た場合におきましては、五月三十一日という期限が切られるのであります。が、國家行政組織に關する法律案が提案せられ、且ついつまでこれが実施されることを政府としては予定されておるか。この点につきまして予め政府の御見解を承つて置きたいと思つております。

要はこの種の法律案は一見極めて簡單なようでありましても、仔細に検討いたしますと、重要な事項を包含しておる。並びに附則第二項が、この暫定措置に關する法律案の本文と包含しておる。並びに附則第二項が、必ずしも同時にこれを審議しなければならぬという理由に乏しい、おのずから性質を異にするものが、同時にこの法律案の中に入つて來ておるといふところ、必ずしも承服いたし兼ねる点があるのをごさいます。只今申上げましたような諸事項につきまして、政府の明快なる御答をお願ひいたしたいと存じます。

○國務大臣(船田重三郎) 只今の小野委員からの御質問に對しまして、第一点の附則の定員に關する問題につきましては、この案は決して新しい方針をここで立てようとするものではない。せんので、現在行われておる原則ではあります。が、實際上の問題といたしまして、最近特にともすればその原則がはつきりいたしておらない。嫌いもありますので、國家行政組織に關する法律に對して、この問題に關する、つまり定員の増減等を政令で定めるか、或いは法律で定めるといふやうなごこと、原則が確立されるに至るまでの全く暫定的な処置といたしまして、現在行われておるやに、はつきり置きたいと思つて

もりのものでありまして、従つてこの附則の規定は、國家行政組織に関する法律が制定され、施行されるに至りますれば、その新たな法律の規定する原則に従うというつもりのものであります。

第二の御質問に対しましては、今申上げました通りでありまして、國家行政組織法案の中におきまして、定員或いは職の種類その他を法律によつて定めるか、或いは政令によつて定めるかというふうなことの原則を確定するようにならうと思つて、こゝに政府といたしましては考へて、今案を大體確定いたしました次第でございます。

更に第三の、いつ國家行政組織法案を提案するかということにつきましては、すでに昨日の閣議におきましては、その法案を閣議として決定いたしましたので、目下所要の手續をとりつつあるところでありまして、できるだけ早く近い機会に、提案することができると運びに相成ると存するのであります。

政府といたしましては、この法案をできるだけ早く提案いたしまして、十分に御審議願ひたいと思ひまして、実を言へば只今御審議を願つておるような、暫定措置に関する法律というふうなもの、特に制定する必要がなくて済むように、最善の努力をいたしたものであります。どうしても間に合わない状態に相成りましたので、そのためにもこのようなお言葉のよう重要な内容を持つ法案を、御審議の十分な期間を置くことができない程度に遅れて、提出するような羽目に陥りましたことにつきまして、誠に申訳のないことではあります。ただできるだけこゝういふ措置に関する法律というふうなことを、

を、なくて済みたいと思つて努力いたしましたお蔭で、可なり提案が遅れましたことを御了承置きを願へれば幸甚と存する次第でございます。

○小野 只今大臣の御答弁によりまして、政府の誠意ある今後のお取扱ひ方につきましてのお考えを承知することができたのであります。が、本来ならばこの種の暫定法律案が出る際におきましては、大體において新らしく制定されようとする國家行政組織に関する法律案の、或る程度の見通しを、我々審議の上において承知いたすというものが、極めて便宜な点であるのであります。のみならず、今後行政機構なり行政官廳の職員の問題等につきましては、非常にこれは國民の注視の的になつておるようなところでありまして、政府におかれましては、この取扱ひ方については、十分慎重な態度をお取りにならむことを希望して止まないでございます。

尙この法律案中の附則第二項が行政官廳の職員に定員についての原則を、ここで明らかにするといふふうなお言葉があつたやうであります。これは暫定的な意味において、私共は一應認めるといふ態度を取らなければならぬかと思つて存じますが、その根本的な基本的な原則は、國家行政組織に関する法律の内容において、初めて明らかにされることであり、又その際において十分審議をいたさなければならぬ事柄であらうと、かように思つてございませぬ。従つて政府はできるだけ速かに準備を整えられまして、國家行政組織に関する法律案、並びに各省廳の設置法律案を提案されまして、十分に審議の時間を取られるように、予め準備をさ

れますことを特に要望いたす次第でございます。

○委員(下條 康慶) 外に御発言もなければ、質疑は終つたことにいたしてよろしうございませぬか。

○委員(下條 康慶) 質疑は終つてしまつた。それで討論に移ります。別段御意見もないやうであります。から、直ちに、討論を終つたものとして採決に移りたいと思ひます。

○委員(下條 康慶) この國家行政組織法施行までの暫定措置に関する法律案、衆議院の修正になります。この法律案に対して、御賛成の諸君の挙手を願ひます。

○委員(下條 康慶) 全員一致でございます。本法律案は可決せられました。

○委員(下條 康慶) 尙委員長報告に多数意見者の御署名を願ふことになつております。どうぞ御署名を願ひたいと思ひます。

○委員(下條 康慶) それでは散会いたします。

○委員(下條 康慶) 午前十時五十九分散会

出席者は左の通り。

委員 康慶君  
理事 下條 康慶君

西山 龜七君  
山下 義信君

委員

北村 一男君  
谷口彌三郎君  
深川タエ君  
小野 哲君  
駒井 藤平君  
鈴木 憲一君  
伊達源一郎君  
山崎 恒君  
兼岩 傳一君  
千田 正君  
小川 友三君  
國務大臣 船田 亨二君  
國務大臣 藤井 丙午君  
政府委員 經濟安定 事務次官

昭和二十三年六月十七日印刷

昭和二十三年六月十八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局